広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会(西部建設事務所管内【東ブロック】) 規約 新旧対照表

現行	改正案	備考
(名称)	(<u>設置</u>)	見出しの修正
第1条 この協議会は, 「広島県管理河	第1条 水防法 (昭和 24 年 6 月 4 日法	本協議会が水防法
川大規模氾濫時の減災対策協議会 (西	律第 193 号) 第 15 条の 10 に基づく都	に基づく協議会で
部建設事務所管内【東ブロック】)」(以	道府県大規模氾濫減災協議会として,	あることを明記
下「協議会」という。) <u>と称する。</u>	「広島県管理河川大規模氾濫時の減	
	災対策協議会(西部建設事務所管内	
	【東ブロック】)」(以下「協議会」と	
	いう。) <u>を設置する。</u>	
(目的)	(目的)	
第2条 協議会は、西部建設事務所管内	第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れ	本協議会が「水防災
(東ブロック) における堤防の決壊や	ない大洪水は発生するもの」へ意識を	意識社会」の再構築
越水等に伴う浸水被害に備え、広島	変革し、社会全体で洪水氾濫に備える	に向けた取組を推
県, 呉市, 竹原市, 東広島市, 大崎上	「水防災意識社会」を再構築するた	進するためのもの
島町,広島地方気象台が,避難勧告等	<u>炒,</u> 広島県,呉市,竹原市,東広島市,	であることを明記
の発令判断に資する情報を共有し,よ	大崎上島町,広島地方気象台が <mark>連携し</mark>	
り実効性のある防災・減災対策を総合	て、広島県西部建設事務所呉支所及び	
<u>的・計画的に</u> 推進することを目的とす	同東広島支所の所管区域(以下「広島	
る。	<u>県西部建設事務所管内 (東ブロック)</u>	
	という。) における洪水氾濫による被	
	害を軽減するためのハード・ソフト対	
	<u>策を総合的かつ一体的に</u> 推進するこ	
	とを目的とする。	
(新規)	_(協議会の対象河川)_	
	第3条 協議会は、別表1の河川を対象	本協議会の対象河
	<u>とする。</u>	川に関する規定を
		追加
(協議会の構成)	(協議会の構成)	
第3条 協議会は、 <u>別表1</u> の職にある者	<u>第4条</u> 協議会は、 <u>別表2</u> の職にある者	条番号の修正
をもって構成する。	をもって構成する。	別表番号の修正
2 協議会は、第1項によるもののほ	2 協議会は、第1項によるもののほ	
か、協議会構成員の同意を得て、必要	か、協議会構成員の同意を得て、必要	
に応じて <u>別表1</u> の職にある者以外の	に応じて <mark>別表 2</mark> の職にある者以外の	別表番号の修正
者(学識経験者等)も参加できる。	者(学識経験者等)も参加できる。	

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事 項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成 員が実施している現状の減災に係る 取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報 に加え, 避難勧告等の発令に資する情 報提供
- 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関 する減災対策において必要な事項

(幹事会の構成)

第5条 協議会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をも って構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほ か、幹事会構成員の同意を得て、必要 に応じて別表2の職にある者以外の 者(学識経験者等)も参加できる。

(幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、協議会の運営に必要 な情報交換,調査,分析,減災対策等 の各種検討、調整を行う。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関 を通じて公開とする。ただし、審議内 容によっては、協議会に諮り非公開と することができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等に ついては速やかに公表するものとす る。ただし、個人情報等で公表するこ とが適切でない資料等については、協 議会の了解を得て公表しないものと する。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事 項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成 員が実施している現状の減災に係る 取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報 に加え、避難勧告等の発令に資する情 報提供
- 3 その他,広島県管理河川の氾濫に関 する減災対策において必要な事項

(幹事会の構成)

第6条 協議会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、 別表 3 の職にある者をも って構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほ か、幹事会構成員の同意を得て、必要 に応じて別表3の職にある者以外の | 別表番号の修正 者(学識経験者等)も参加できる。

条番号の修正 別表番号の修正

条番号の修正

(幹事会の実施事項)

| 第7条 | 幹事会は,協議会の運営に必要 | 条番号の修正 な情報交換,調査,分析,減災対策等 の各種検討,調整を行う。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関 を通じて公開とする。ただし、審議内 容によっては、協議会に諮り非公開と することができる。

条番号の修正

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等に ついては速やかに公表するものとす る。ただし、個人情報等で公表するこ とが適切でない資料等については、協 議会の了解を得て公表しないものと する。

条番号の修正

議事概要を作成し、出席した委員の確 認を得た後,公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が 2 協議会の議事については、事務局が 議事概要を作成し、出席した委員の確 認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、広島 県土木建築局道路河川管理課に事務局 を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の 担当者を参集し、事前調整会議を開催 することができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、 協議会の議事の手続きその他運営に 関し必要な事項については、協議会で 定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は,平成29年2年7日 から施行する。

(新規)

(事務局)

第 10 条 協議会の庶務を行うため、広 条番号の修正 島県土木建築局道路河川管理課に事務 局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の 担当者を参集し、事前調整会議を開催 することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、 条番号の修正 協議会の議事の手続きその他運営に 関し必要な事項については、協議会で 定めるものとする。

<u>附</u> 則

本規約は、平成29年2年7日から施 行する。

平成〇年〇月〇日 一部改正

別表1

二級河川二河川水系二河川

二級河川黒瀬川水系黒瀬川

二級河川野呂川水系野呂川 二級河川賀茂川水系賀茂川

二級河川沼田川水系沼田川

二級河川沼田川水系椋梨川

二級河川沼田川水系入野川

二級河川三津大川水系三津大川

その他広島県西部建設事務所管内 (東ブ ロック) における指定区間内の一級河川

及び二級河川

附則の記載方法の 変更

改正日の追加

別表1として本協 議会の検討対象と なる河川を具体的 に記載

別表1

広島県土木建築局長 広島県西部建設事務所呉支所長 広島県西部建設事務所東広島支所長 呉市長 竹原市長

東広島市長 東広島市長 大崎上島町長 広島地方気象台長

(オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部

別表2

広島県土木建築局道路河川管理課長 広島県土木建築局河川課長 広島県西部建設事務所呉支所次長(技 術)

広島県西部建設事務所東広島支所次長 (技術)

吳市総務部危機管理課長 竹原市総務部総務課長 東広島市総務部危機管理課長

大崎上島町総務企画課長 広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部

別表2

広島県土木建築局長 広島県西部建設事務所呉支所長 広島県西部建設事務所東広島支所長 呉市長 竹原市長 東広島市長 大崎上島町長 広島地方気象台長

(オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部

別表3

広島県土木建築局道路河川管理課長 広島県土木建築局河川課長 広島県西部建設事務所呉支所次長(技術) 広島県西部建設事務所東広島支所次長

(技術) 呉市総務部危機管理課長

東広島市総務部危機管理課長 東広島市建設部建設管理課長 東広島市建設部河川港湾課長 大崎上島町総務企画課長

広島地方気象台防災管理官

竹原市総務部総務課長

(オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部

別表番号の修正

別表番号の修正

幹事会構成員の追 加

水防法(抜粋)

(大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

- **第十五条の十** 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合に おいて、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用す る前項」と読み替えるものとする。